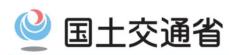
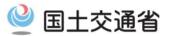
「旅客船の総合的な安全·安心対策」 の実施状況 (参考資料)

令和5年10月12日



旅客船の総合的な安全・安心対策 実施状況 (1)事業者の安全管理体制の強化(1/5)



(1) 事業者の安全管理体制の強化

対象:旅客船事業者全て(①、④、⑥、⑦、⑭、⑰、⑱を除く。)【管理者等の資質の向上、事業参入時・参入後のチェック強化】

項目	講ずべき措置	実施目途 (開始時期)	実施状況	
①運輸安全マネジメントの強化	小型旅客船事業者に対し運輸安全マネジメントの取組を 強化させ、経営トップの安全意識の底上げ・向上を図る。 特に、経営トップの交代があった事業者、事故を発生さ せた事業者等には、重点的に評価を実施する。	R4年度	運輸安全マネジメントの 取組を強化し <u>実施中</u> (R5.3~)	☆
②管理者の試験制度 の創設	安全統括管理者・運航管理者に対する試験制度(関係法 令、海事知識等)を創設する。	R7年度 【法改正を検討】		
③管理者への講習の 受講義務付け (資格更新制)	安全統括管理者・運航管理者の資格者証を更新制とし、 原則として2年毎の講習受講を更新の条件とする。	同上	安全統括管理者・運航管理者の 試験・講習制度を創設 (R5.5改正法公布) 施行に向け <mark>準備中</mark>	
④陸上要員講習の義 務付け	小規模な小型旅客船事業者において、例外的に乗船時間 中の船長が運航管理者を兼務する場合、陸上要員等に対 する講習を義務付ける。	同上	資料3-1 【P.2、3】	
⑤管理者の要件審査 の厳格化	安全統括管理者・運航管理者の要件である実務経験等に ついて、提出書類の見直し、第三者への確認(裏取り) 等、審査を厳格化する。	実施中 (R4.8)	厳格化した審査を <mark>開始済</mark> (R4.8~)	☆ 1

旅客船の総合的な安全・安心対策 実施状況 (1)事業者の安全管理体制の強化(2/5)

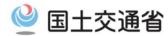


【管理者等の資質の向上、事業参入時・参入後のチェック強化】

		_
マケ	実施	ш
\sim	大儿巴	т

項目	講ずべき措置	実施目途 (開始時期)	実施状況
⑥事業許可更新制度 の創設	小型船舶のみを使用する旅客不定期航路事業者を対象に、 事業許可更新制度を創設し、新規許可・更新時の安全人 材確保計画(仮称)の作成義務、法令遵守状況に応じた 更新期間の短縮等の措置を導入する。なお、優良な事業 者については、審査を簡素化することとする。	R6年度 【法改正を検討】	事業許可更新制度を創設 (R5.5改正法公布) 施行に向け <u>準備中</u> 資料3-1 【P.4】
⑦登録制への移行	人の運送をする事業の届出制度を登録制度に改め、事業 停止・登録取消処分の対象とするとともに、欠格事由の 該当確認等、一定の参入規制を行う。	同上	事業登録制度を創設 (R5.5改正法公布) 施行に向け <u>準備中</u> 資料3-1 【P.5】

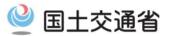
旅客船の総合的な安全・安心対策 実施状況 (1)事業者の安全管理体制の強化(3/5)



【安全管理規程の実効性確保】

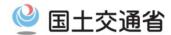
項目	講ずべき措置	実施目途 (開始時期)	実施状況
8安全管理規程の重 要規定の法令化と ひな形の充実	安全管理規程(ひな形)の記載内容のうち、重要な規定について法令に位置付けるとともに、安全管理規程(ひな形)の内容の充実を図る。	R7年度 【法改正を検討】	法施行に合わせ、安全管理規程 に記載すべき内容に係る基準の 法令化及び安全管理規程ひな形 の内容充実の <u>準備中</u> 資料3-1 【P.6】
⑨運航管理者の助言の尊重義務の法令化	事業者は、運航管理者に必要な権限を与え、その助言を 尊重しなければならないことを、法令で規定する。	同上	運航管理者に対する権限の付与、 その助言の尊重の義務化、 乗船時間中の船長と運航管理者
⑩運航管理体制の強 化	運航管理の責任体制を明確化(例:乗船時間中の船長は、 運航管理者との兼務を禁止)する。	同上	との兼務の禁止について、 法律で規定 (R5.5改正法公布) 施行に向け <u>準備中</u>

旅客船の総合的な安全・安心対策 実施状況 (1)事業者の安全管理体制の強化(4/5)



項目	講ずべき措置	実施目途 (開始時期)	実施状況
①運航の可否 判断の客観性 確保	気象・海象情報の取得や漁業者等の動向の把握を含め、 事業者による運航可否判断の時点・手順を具体化し、客 観性を確保する。	R6年度	法施行に合わせ、運航可否判断の手順の具体化を含め安全管理規程ひな形の内容充実の <u>準備中</u>
②安全管理規程 等の公表義務化	安全管理規程(運航基準含む)、規程に基づき作成され る運航可否判断のフロー図等について、公表を義務化す る。	同上	規程に基づき作成される 運航可否判断のフロー図等の 公表義務化について、 施行に向け <u>準備中</u>
⑬安全管理規程の チェックの厳格化	チェックマニュアルを作成し、安全管理規程の届出時における記載内容のチェックを厳格化する。	同上	厳格化したチェックの実施 に向け <u>準備中</u>

旅客船の総合的な安全・安心対策 実施状況 (1)事業者の安全管理体制の強化(5/5)



【事故の防止、事故発生時の対応】

☆:実施中

項目	講ずべき措置	実施目途 (開始時期)	実施状況	
⑭避難港の活用の 徹底	荒天時等に避難港を適切に活用できるようにするため、 限定沿海を航行区域とする小型旅客船事業者は自らが設 定した避難港について速やかに自主点検を行うとともに、 国はその結果を確認する。	R4年度	避難港の活用の徹底を <mark>指導済</mark> (R4.12~R5.3) 継続的に指導中	☆
⑤事故等情報の 国への報告	安全管理規程における事故・インシデントの定義及び報告基準等を明確化するとともに、事業者からの報告を改めて徹底する。	R6年度	法施行に合わせ、事故等情報の 国への報告、安全教育の実施を	
⑩事故発生時の 安全教育	旅客を死傷させる等一定の事故が発生した場合、管理者は、必要な範囲の陸員・船員に対し、一定期間内に、再発防止に向けた安全教育を実施しなければならないことを明確化する。	同上	含め安全管理規程ひな形の 内容充実の <u>準備中</u>	
切ドライブレコーダー相当装置の活用	ドライブレコーダーに相当する装置に記録された映像等の日々の教育訓練への活用の一定の船舶への義務付けに向け、求められる要件や活用方法を示したガイドラインを作成する。	同上	ガイドライン作成に向け <u>準備中</u>	

【関係者の連携】

項目	講ずべき措置	実施目途 (開始時期)	実施状況	
¹⁸ 地域の関係者 による協議会 の設置	小型旅客船事業者や地域の関係者が連携して安全意識を 高め、地域全体の安全レベルの向上を図ることを目的に、 事業者や関係者による地域旅客船安全協議会(仮称)の 設置を推進する。	R5年度	地域旅客船安全協議会(仮称) の組織体制、取組内容の 通知発出に向け <u>準備中</u> 資料3-1 【P.7】	5

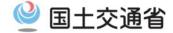
旦 国土交通省

(2)船員の資質の向上

(2)船員の資質の向上

対象:小型旅客船事業者全て

項目	講ずべき措置	実施目途 (開始時期)	実施状況	
①事業用操縦免許の 取得課程の拡充	事業用操縦免許の取得課程を拡充し、出港判断、操船技能等の知識・技能に係る講習内容・時間を追加するとともに、修了試験制度を創設する。	R6年度 【法改正を検討】		
②初任教育訓練の 義務化	(i)小型旅客船の初任の船員に対し、自社の安全管理 規程や実船・実海での訓練*など、自社・海域固有の事 情に係る教育訓練を義務付ける。 ※避難港への出入港を含む	同上	事業用操縦免許の取得課程の 拡充、初任教育訓練の義務化、 船長要件の創設について、	
	(ii) 一定期間乗船した履歴がない船員に対しても、初 任教育訓練の一部(再教育訓練)を義務付ける。	同上	法律で規定 (R5.5改正法公布) 施行に向け <mark>準備中</mark>	
③船長要件の 創設	小型旅客船の船長の要件を創設する。 (事業用操縦免許の取得、初任教育訓練の修了、一定の 乗船履歴)	同上	資料3-1 【P.8~10】	
④発航前検査の 確実な実施	国は、小型旅客船事業者に対し、発航前検査の確実な実施(特にハッチカバー等の閉鎖の確認)や結果の記録を 指導する。	R4年度	発航前検査の確実な実施 (ハッチカバーの閉鎖の確認等) を <mark>指導済</mark> (R4.12~R5.3) 継続的に指導中	☆



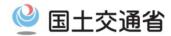
(3)船舶の安全基準の強化(1/2)

(3)船舶の安全基準の強化

対象:水温の低さ、航行区域、船舶の構造に応じたリスクの程度を踏まえて適用

項目	講ずべき措置	実施目途 (開始時期)	実施状況	
①法定無線設備 からの携帯電話の 除外	法定無線設備から携帯電話を除外する。 ※携帯電話を法定の無線設備の用途以外で活用すること を妨げるものではない。	実施中 (R4.11)	告示改正により一部 <mark>措置済み</mark> (R4.11〜) 残りの船舶についても 法令改正 <u>準備中</u>	☆
②無線設備の 導入促進	業務用無線設備等の導入を支援する。	R4年度	R4年度補正予算により 早期搭載支援を <mark>開始済</mark> (R5.4~)	☆
	(i)事業者は、限定沿海以遠を航行区域とする小型旅客船の船首甲板の開口部(ハッチカバー等の閉鎖装置の作動状況等)について速やかに自主点検を行うとともに、国はその結果を確認する。	同上	発航前検査の確実な実施 (ハッチカバーの閉鎖の確認等) を <mark>指導済</mark> (R4.12〜R5.3) 継続的に指導中	☆
③水密性の確保	(ii)船首部に設置される、ハッチカバーの締付装置の 備付け、隔壁の水密化等について、学識経験者、造船技 術者等からなる技術検討会を設置し、検討する。	同上	隔壁の水密化等の義務付けを 技術検討会で <u>決定済</u> (R5.3) なお、その後制度詳細を検討 した結果、R7年度を目途に 義務化予定 資料3-1 【P.11】	☆

旅客船の総合的な安全·安心対策 実施状況 (3)船舶の安全基準の強化(2/2)



項目	講ずべき措置	実施目途 (開始時期)	実施状況
④改良型救命いかだ 等の開発	荒天時での乗り移り時の落水を防止する改良型救命いか だ・救命浮器の開発を進める。	R4年度	☆ 改良型救命いかだ等を <mark>開発済</mark> (R5.8~) 資料3-1 【P.12】
⑤改良型救命いかだ 等の積付け	一定の水温を下回る海域での救命設備として、改良型救命いかだ・救命浮器の積付けを原則義務化するとともに、 早期搭載を支援する。	R6年度 ※早期搭載支援は R4年度	☆ R4年度補正予算により 早期搭載支援を開始済 (R5.8~) 搭載義務化に向け法令 <u>準備中</u> 資料3-1 【P.12】
⑥非常用位置等発信 装置の積付け	海難発生時及びその後の位置通報の設備として、非常用 位置等発信装置の積付けを原則義務化するとともに、早 期搭載を支援する。	同上	☆ R4年度補正予算により 早期搭載支援を開始済 (R5.4~) 搭載義務化に向け法令 <u>準備中</u>

🥝 国土交通省

☆:実施中

(4)監査・処分の強化(1/4)

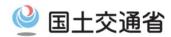
(4)監査・処分の強化

対象:旅客船事業者全て

【監査の強化】

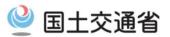
【田旦の法门】				
項目	講ずべき措置	実施目途 (開始時期)	実施状況	
①抜き打ち・ リモートに よる監視強化	抜き打ち・リモートによる監査を積極的に実施し、事業 者に対する監視を強化する。	実施中 (R4.8)		☆
②通報窓口の 設置等による 機動的な監査	法令違反の疑いがある事案の通報窓口を設置するとともに、法令違反の疑いの通報や行政処分履歴等を踏まえ、 法令違反や事故のリスクの高い事業者に対する監査を機動的・重点的に実施する。	同上		☆
③監査での 船舶検査情報等の 活用	国からJCIに対し、船舶検査情報の提供を求めるとともに、国は、当該情報や運輸安全マネジメント評価の結果を活用し、注意を要する事業者に対する監査を慎重かつ入念に行う。	同上	通報窓口を活用した監査や 抜き打ち・リモート監査の実施	☆
④管理者の要件への 適合状況の確認	監査の際に、安全統括管理者・運航管理者の要件を満た しているか否かについて確認を行う。	同上	等、対応 <mark>開始済</mark> (R4.8~) 資料3-1 【P.13】	☆
⑤監査時の無線設備 の通信状況の確認	監査の際に、無線設備の実際の通信状況を適切な方法に より確認する。	同上		☆
⑥指導事項の継続的 なフォローアップ	行政処分や行政指導を行った事業者に対し、抜き打ち・ リモートによる監視も活用しつつ、改善が確認されるま で継続的・徹底的にフォローアップを行う。	同上		☆

旅客船の総合的な安全·安心対策 実施状況 (4)監査·処分の強化(2/4)



⑦本省・運輸局にお				
ける課題共有と	本省海事局幹部が現場に足を運び、地方運輸局の現場職員との対話等を通じて、旅客船の安全確保に向けた両者の意識改革、意思疎通を徹底する。	実施中 (R4.6)	対応 <mark>開始済</mark> (R4.6~)	☆
	(i) 事業用自動車の監査部門との人事交流・研修への参加等を通じ、運航労務監理官の専門性の向上を図る。	実施中 (R4.7)		☆
3	(ii) 研修やマニュアルの充実、捜査・監査等を行う他の行政分野の専門家による講習、他地方運輸局の運航労務監理官との交流・共同監査等を通じ、運航労務監理官の専門性を向上させ、監査能力の向上を図る。	実施中 (R4.6)	研修の充実、他地方運輸局との 共同監査等を通じた 運航労務監理官の専門性向上に 取組中 (R4.6~) また、地方運輸局等の	☆
(9)監査体制の強化	事業者による法令違反への抑止力を高めるため、監査体 制の強化を図る。	R5年度	運航労務監理官の定員を増員 (R5.4~) 資料3-1 【P.14】	☆

旅客船の総合的な安全・安心対策 実施状況 (4)監査・処分の強化(3/4)



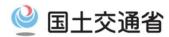
☆:実施中

項目	講ずべき措置	実施目途 (開始時期)	実施状況	
⑩監査件数の増加	リモート等の手法も活用しつつ、監査件数を増加させ、 事業者の法令違反に対する抑止力を強化する。	R5年度	対応 <mark>開始済</mark> (R5.4~) 資料3-1 【P.14】	☆
⑪他事業の監査 の知見の活用	自動車、航空などの他の事業の監査を参考に、監査の制 度や手法のさらなる強化を検討する。	同上	他の事業の監査を参考に、 監査手法の強化に向け <u>準備中</u>	
②監査業務への品質 管理システム (QMS) の導入	運航管理監査業務にQMSを導入し、第三者も活用した 業務プロセス等の明確化、評価等を実施し、監査業務の 継続的改善と質の向上を図る。	R6年度	法令等の整備を踏まえ措置予定	

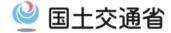
【行政処分・罰則の強化】

項目	講ずべき措置	実施目途 (開始時期)	実施状況	
⑬船舶の使用停止処 分の創設	行政処分の種類に船舶の使用停止命令を追加し、機動的かつ効果的な行政処分を可能とする。	R5年度 【法改正を検討】	船舶の使用停止処分、 事業停止・許可取消処分事由の 追加について、法律で規定	
・許可取消処分事由の追加	■ 船舶光全法•船舶職首法人の違反し加え 船首法人の違	同上	(R5.5改正法公布) 施行に向け <mark>準備中</mark>	11

旅客船の総合的な安全·安心対策 実施状況 (4)監査·処分の強化(4/4)



項目	講ずべき措置	実施目途 (開始時期)	実施状況	
⑮違反点数制度の 創設	法令違反の項目毎に付される違反点数に応じて行政処分 等を行う違反点数制度を創設する。	R5年度	**************************************	
⑩悪質な事業者への 厳格な行政処分の 実施	重大な法令違反が確認された場合や、監査で指摘した違 反の改善が確認できない場合は、違反の程度や改善状況 に応じて、事業停止命令又は事業許可取消しを行うなど 行政処分を厳格に実施する。	同上	厳格な行政処分の実施のため、 違反点数制度創設に向け <mark>準備中</mark>	
切許可の欠格期間の 延長	事業許可の取消処分後の許可の欠格期間(現行2年)を 5年に延長する。	R5年度 【法改正を検討】	法律で規定(R5.5改正法公布)、 <u>施行済</u> (R5.6~)	☆
⑱処分逃れの防止	(i) 事業許可・登録の欠格事由として、処分逃れによる再参入を防止するため、監査後に事業廃止を届け出た場合等を追加する。	同上	法律で規定(R5.5改正法公布)、 <u>施行済</u> (R5.6~)	☆
	(ii) 処分逃れを防止するため、登録制へ移行する事業者についても、事業廃止の事後届出制を改め、事前届出制とする。		法律で規定(R5.5改正法公布) 施行に向け <u>準備中</u>	
9罰則の強化	拘禁刑の導入など、安全確保命令違反の罰則(現行: 100万円以下の罰金)を強化するとともに、法人重課に 係る規定を創設する。	同上	法律で規定(R5.5改正法公布)、 <u>施行済</u> (R5.6~)	☆



(5)船舶検査の実効性の向上

(5)船舶検査の実効性の向上

対象:小型旅客船事業者全て

資料3-2 【P.14】

項目	講ずべき措置	実施目途 (開始時期)	実施状況	
①船舶検査方法 の総点検・是正	(i) JCI の検査方法のうち、合理的な理由なく国と異なる方法で行われているものを総点検で洗い出し、全て変更又は廃止する(ハッチカバーの締付装置の作動確認を含む)。	実施中 (R4.9)	JCI の検査方法について 必要な是正を <u>終了</u> (R4.9認可、R5.1施行)	☆
	(ii)技術検討会における議論を踏まえ、寒冷地における FRP 船の検査方法を定める。	実施中 (R4.10)	寒冷地におけるFRP船の 検査方法を <u>制定済</u> (R5.3施行)	☆
②国によるJCI の監督強化	(i)検査方法については全て国による認可を求めることとし、現在の JCI の検査方法全体を見直した上、国が認可する。	実施中 (R4.9)	JCI の検査方法について 必要な是正を <u>終了</u> (R4.9認可、R5.1施行)	*
	(ii) JCI 検査員が検査を行う現場に、随時国の職員が立ち会い、JCI による検査方法の妥当性を実地でチェックする。妥当でない取扱いがあった場合は、速やかに是正させる。	実施中 (R4.8)	実地チェックを継続的に <u>実施中</u> (R4.8~)	☆
③船舶検査での 国提供情報の 活用	国からJCIに対し、行政処分情報等を提供することとし、 JCIは当該情報を活用し、注意を要する事業者に対する 船舶検査をとりわけ慎重かつ入念に行う。	同上	対応 <mark>開始済</mark> (R4.8~) 1	☆ 13



(6)安全情報の提供の拡充

(6)安全情報の提供の拡充

対象:旅客船事業者全て ☆:実施中

項目	講ずべき措置	実施目途 (開始時期)	実施状況	
①国による 安全情報の	(i)行政処分に加え、安全関連法令違反に対する行政 指導についても、国による公表対象に追加する。	実施中 (R4.8)	対応 <mark>開始済</mark> (R4.8~)	☆
提供の拡充	(ii) 行政処分等の公表期間を2年から5年に延長する。	同上		☆
②国による更なる情 報提供体制の構築	国において、事業者による自主的な取組などのポジティブな情報も含め、事業者の安全情報の定期的な収集・公表を行うとともに、収集された安全情報を国として調査分析し、監査をはじめとする安全行政に活用する。	R6年度	実施に向け法令 <u>準備中</u> 資料3-1 【P.16】	
③重大な事故の情報 の周知と安全啓発	重大な事故について、長期にわたり、風化の防止、安全 の重要性の啓発、将来の事故防止等につなげるため、あ らゆる機会を通じ、行政・業界関係者や一般の方に対し、 情報を伝え、語り継ぐ。	実施中	管理者研修等、様々な機会を 通じて <u>実施中</u>	☆
④事業者による 安全情報の	(i)事業者が公表する安全情報について、法令による 義務化までの間、小型旅客船事業者が自ら行う安全情報 の提供に係る指針を策定し、救命設備や緊急時の通信手 段等に係る情報提供を促進する。	実施中 (R4.6)	指針を策定・公表し、 実 <u>施中</u> (R4.6~)	☆
提供の拡充	(ii) 海上運送法に基づき、事業者が公開する必要がある安全情報の拡充等を行うとともに、公開を原則とする。	R6年度	実施に向け法令 <u>準備中</u> 【P.16】	
⑤安全性の 評価・認定 制度の創設	利用者が事業者の安全性向上の取組を簡便に確認できるようにし、利用者の安心に資するとともに、利用者による事業者の評価・選択を通じて、安全性の向上のための事業者の取組を促進するため、評価・認定制度(マーク等)を創設する。	同上	制度創設に向け <mark>検討中</mark> 資料3-1。 【P.17】	14

🥝 国土交通省

(7)利用者保護の強化

(7)利用者保護の強化

対象:旅客船事業者全て(②を除く。)

~/_	実施中	
7-5	ᆍᄱᄖ	

項目	講ずべき措置	実施目途 (開始時期)	実施状況
①船客傷害賠償責任 保険の 限度額引上げ	利用者の安心に資するため、船客傷害賠償責任保険について、現行の基準より高い賠償限度額への引上げを行うとともに、締結している保険に関する内容の公表を義務付ける。	R6年度	制度の具体化に向け <u>準備中</u>
②旅客名簿の備置き 義務の見直し	旅客名簿を備え置く場所を陸上に変更するとともに、備 置きの義務主体を船長から事業者に変更する。また、一 定の船舶に備置きの義務付けを拡大する。	R5年度 【法改正を検討】	事業者による旅客名簿の 陸上への備置き義務について、 法律で規定 (R5.5改正法公布) 施行に向け <u>準備中</u> 資料3-1 【P.18】
③救命胴衣に 関する情報の周知	救命胴衣の種類・着用方法などを事前に国や事業者が安全情報として提供する。また、乗船の際、当該旅客船の 運航実態等も踏まえた適切な方法で救命胴衣の適切な着 用方法等の周知を徹底する。	実施中 (R4.12)	救命胴衣の適切な着用について、 周知徹底を <mark>実施中</mark> (R4.12通達発出)